

環境と産業の 未来のために

2002.7 Vol.10

No. 28



No.28 CONTENTS

◆豪州産業廃棄物処理事情調査団報告

産廃振興財団 常務理事 木下 正明

◆産業廃棄物処理業者の格付け手法に関する調査

◆財団の動き 産廃振興財団

産廃振興財団NEWS



財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団



写真
オーストラリア連邦政府
環境省ロビーにて

口は別々になっていた。

オーストラリアの行政組織は、連邦政府の下に6州(ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、クィンズランド州、南オーストラリア州、西オーストラリア州、タスマニア州)、2特別区域(北部準州、首都特別区)があり、その下に市、町等の地方自治体がある。また、連邦制度の下で、州政府の環境規制に関する権限が大きく、その点は、わが国と違っている。

(基本的な国と州との役割)

廃棄物処理は国で基本的な方針をまとめ、州レベルでの個別的な政策により、規制と自主的取組みの組み合わせが実施されている。自主的取組みの例としては、木材業界、畜産業界などの減量に関する協定の締結などがある。このほか、製造者責任に基づく規制、賦課金徴収、減量の協定締結などの手法がとられている。現在、多くの州では埋め立て量ゼロを目標に取り組みを進めており、キャンベラ

地区では2010年までに埋め立てゼロ目標達成を目指し、ビクトリア州では個別的な付加税徴収によりこれを進めているとのことである。全国的なアプローチとしては、廃油の回収・再利用、包装界の自主規制で3年間のアクションプラン策定(達成できない場合は州の規制へ移行予定)、建築資材・タイヤのリサイクルプログラムなどがあるとのこと。

廃棄物の処分の現況は、廃棄物埋立量の50%が建築廃棄物、30%が有機廃棄物、15%が廃家電・タイヤ、2~3%が一般家庭からの廃棄物となっている。

家庭ごみは、回収してリサイクルできるものは再利用し、残りは埋立処分される。また、焼却は禁止されている。リサイクルは順調に推移しており、年間2.66億豪ドルの売り上げを達成したそうである。

しかし、廃棄物の排出増は近年も継続しており、経済成長とのリンクを絶つことが課題であ

るとのこと。

(PCB廃棄物の状況)

豪州では日本と同様、PCB廃棄物処理については20年以上も議論されてきたところである。同国では、PCBは生産しておらず主にトランス油として輸入されたが、1970年代後半に輸入は禁止された。

PCBの使用は、電力・鉱業が大口使用者であり、人口の集中する東海岸に多い。

PCB等の難分解性物質は、1980年代に連邦政府を中心に高温焼却での処理が計画されていたが住民等の反対があり、このアプローチは失敗した。このため1992年、処理困難廃棄物に関する委員会(連邦政府、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州政府により設置)の報告に基づき、環境大臣により、こうした廃棄物の処理について、連邦管理計画策定支援のための連邦諮問委員会(NAB; 地方自治体、労働組合、産業界、廃棄物団体、NGOで構成)が設置された。

1993年にPCB、ヘキサクロルベンゼン、有機塩素系農薬の3種類について指定廃棄物リストを作成、諮問委員会が処理方法を検討し、1994年にPCB管理計画が作成された。

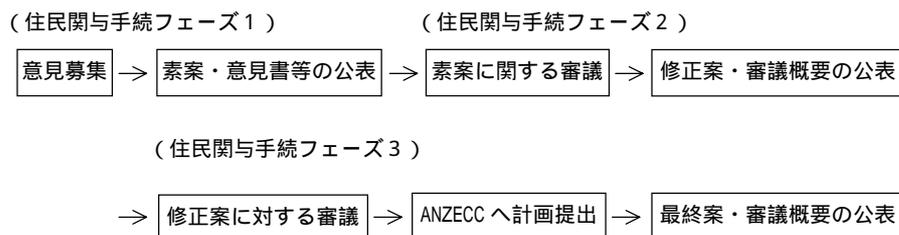
また、その手続きは図1のように民主的に進められた。

PCB管理計画に基づく取組みは1996年からスタートし、2009年までに全てのPCB処理が完了することとされている。PCB管理計画では濃度によりPCB廃棄物を3種類に分類、それに基づく処理年次計画が設定された。その濃度区分概要は表1のとおりである。

豪州では高温焼却に強い反対があったため、過去10年にわたり、それに代わる処理方法として脱塩素方式、ジオメルト方式等を検討してきた。現在利用可能な方式として、PCBとパラフィン溶剤を混合する方式は豪州、ニュージーランドで採用されている。また、アルカリ触媒によるBCD法は、高濃度PCBにも適用可能とされている。今回調査対象施設となったプラズマ法によるPCBの分解処理はクインズランド州のブリスベンのみで行われているが、その他のプラズマ施設ではハロン、農薬等の廃棄物が分解処理されている。

処理施設の整備は商業ベースで行われ、処理業者が処理料金で徴収しており、政府からの補助金等の支出はない。

処理施設までの運搬については、有害廃棄物の運搬に関するガイドラインがあり、また各州間で協定を結んでいる。豪州で



ANZECC：オーストラリア・ニュージーランド環境管理諮問会議

図1 処理計画の決定手順

表1 PCB管理計画の基本的考え方

濃度・量	PCBタイプ	処理条件
100,000mg/kg (10%)以上	高濃度 PCB	<ul style="list-style-type: none"> ・処理方法は州環境庁の許可・認可を受けること ・処理施設の液状残さ物には PCB を含まないこと ・処理施設からの排ガス中 PCB 濃度は 1 /m³ 未満 ・処理施設からの排水中 PCB 濃度は河川 0.1 /L、海域 0.4 /L ・下水道への排水中 PCB 濃度は 2 /m³ 未満 ・固形残さ物には PCB を含まないこと ・指定 PCB 廃棄物の埋立処分は禁止
50mg/kg 以上かつ 50g 以上	指定 PCB	
2mg/kg を超えるもの	非指定 PCB	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン A、B に従い州環境庁が認可した方法で処理すること ・液状の廃棄物は埋立処分禁止。固形の非指定 PCB 廃棄物はガイドライン A に従い埋立地へ搬入可
2mg/kg 以下	PCB を含まない	<ul style="list-style-type: none"> ・「PCB を含まない」とは PCB 2mg/kg 以下の廃棄物（物質）をいう ・PCB を含まない廃棄物（物質）は本管理計画の制約を受けないが、油等、他の既存制約を受ける可能性がある。

届出が必要な量 = 10kg



写真 クインズランド州政府環境庁会議室にて

は処理経費に占める運搬経費の割合は運搬距離によるが、場合によっては大きくなる。(ブリスベン - 西オーストラリア間は約4,000km)。

2・2 クインズランド州環境庁

次にクインズランド州の環境庁を訪問、調査した。(写真)

同環境庁は、ブリスベンのシティ地区の民間ビルの中に事務所を開いている。

(クインズランド州における PCB処理)

1994年に全国レベルでの諮問機関が設置され、PCB、HCB、農薬の管理プランが策定された。クインズランド州としても、管理プラン策定を支援する指定廃棄物管理グループ(SWMG)に参画し協力したとのことである。クインズランド州では、PCB管理計画に基づき2000年に新しい法律を制定した。規制の主な内容は、以下のとおりである。

- ・高濃度PCB(50mg/kg以上)を含有する機器は、2002年1月から、PCBを含有する機器(2mg/kg以上)は、2008年1月から使用禁止。
- ・PCB使用機器は、機器を撤去してから1年以内に処理しなければならない。

したがって、PCBの処理は2009年には終了することとなる。

(PCB処理施設の設置状況)

PCB濃度が50ppm以上のものは再利用する前に処理することとされている。

同州内の低濃度処理施設は、エネルギーサービス・インター

ナショナル社(ブリスベン市スワンバンク)が設置している。同社は、電力会社のエネジェック社の廃棄物処理を行っている企業。

高濃度(50ppm以上)処理施設は、BCDテクノロジー社(ブリスベン市ノースゲート)が設置している。

また、計画段階の施設としては、キャストロール・オーストラリア(金属ナトリウム方式)がある。

これら3施設は、いずれも移動可能な施設である。

(PCB処理のスケジュールと 情報提供)

処理完了予定は、州の規制法の中のPCB管理プランに定められている。

規制前から、事業者は処理を始めているが、PCBを含有しているかどうかを判別できる情報シートを提供しているとともに、所有している可能性のある事業所のリストを作成し、各事業所に情報提供を行っている。

(住民同意について)

全国レベルでは、諮問機関に組合、環境保護団体も加わり合意を得ている。また、施設設置の申請時には、この諮問機関を通すことになっており、この段階でも合意形成がなされている。州レベルでは、1997年の統合計画法(IPA)で処理施設をつくる場合、申請時に住民への通知プロセスが義務づけられている。地方自治体に申請が上がったら、州政府としても意見を付すことができ、自治体と協力して地域社会の懸念をなくするようにし

ている。また、事業者が設置の申請を自治体に行う前に住民との協議を勧めているとのこと。このような処理施設設置の背景としては、1980年代にニューサウスウェールズ州で高温焼却施設による処理計画が提案され、地域の強い反対により計画が断念されてから集中処理よりも分散処理、化学処理の方向にシフトしたことが大きい。なお、移動式施設については、1カ所での設置期間が28日以内であれば地方自治体の合意は不要となっている。州政府は施設許可に当たって指導をするが、地方自治体への申請は不要。(移動式とするのは)他地域からの廃棄物を1カ所で集中的に処理しようとすると、その地域の住民から拒否反応が出るという背景がある。(処理施設の監視、情報公開)

処理施設に対しては、処理状況等をモニターし、州環境局へ報告することが義務づけられている。主な項目は、廃棄物搬入量、処理残さ(排出量)、排水・排ガス・土壌中のPCB濃度などである。

モニタリング結果は、州環境庁へ年1回の報告義務があり、また州環境庁の立入り検査時に提出する。これらの情報は州環境庁で登録し住民は閲覧できる。廃棄物の移動状況は、マニフェストで監視している。

汚染物質量は、定期的に州環境庁に報告する。州環境庁で一部をデータベース化しインターネットで公表。また、地域住民は州環境庁で閲覧できる。

(処理コストについて)

PCB処理は市場経済に任せており、州からの補助金は一切出していない。

一般的には、高濃度PCBの処理コストは6,000A\$/ト(運搬費等を含む)、低濃度PCBは1,250A\$/ト(BCD法の場合)程度である。

参考; 1豪州ドル(A\$)は約70円である。

(運搬基準について)

州運輸庁が国連勧告に基づき輸送の許可を出し、併せて環境庁が管理廃棄物(の運搬)の許可を出す。輸送中の事故等で第三者に被害を与えた時の対応のため、地方自治体の承認も必要となる。地方自治体は技術的判断ではなく、住民の反応を配慮して承認する。

州を越えて廃棄物が移動する場合、1州が許可すれば、“相互承認”として他の州でも許可されることが多いが必ずそうなるというものではない。原則は各州の許可が必要である。

(今後の難分解性物質の

処理について)

難分解性物質の処理責任は産業界にあると認識している。

州環境庁は、難分解性物質を処理する企業の取組みに対し技術アドバイスなどの支援をするが、施設整備等は市場経済に任せるのが原則。したがって、州として処理施設を整備する計画はない。しかし、特定の物質に処理推進上の問題があれば関与する。例えば、連邦・準州の合同プロジェクトである有害廃棄物の集荷プランであるケミコレクトプロジェクトでは、全体額



写真 プラズマ分解プラント

2,700万A\$のうち同州も370万A\$を負担した。

一般廃棄物中の有害廃棄物については、一部の地方自治体では各家庭から回収しており、難分解性物と一般ごみの分別を各家庭に周知している。収集体制は地方自治体により異なるが、処理は専門業者に委託している。

2・3 SRLP(BCDT)社

PCBのプラズマ分解施設を設置・運営しているSRLP社を視察した。

(会社概要)

SRLP社は、1987年以来、オーストラリアの政府研究機関「オーストラリア連邦科学産業研究機構」(CSIRO)との共同研究により、プラズマによる有機化合物の分解技術(PLASCON)を開発、1992年に実機1号機の運転開始を行っている。

また、BCDT社は、SRLP社の親会社であり、USEPA開発によるアルカリ触媒脱塩素(BCD)プロセスを用いた処理事業を創業、オーストラリアの環境保護法に基

づく最初のPCB処理ライセンス(クイーンズランド環境庁:液状PCB及びハロゲン系農薬類の処理)を獲得している。現在、BCDプロセスに加え、PLASCON(1997年9月導入)でもクイーンズランド州の承認を受け、PCB等の処理事業を展開している。(PLASCON技術概要)

本処理技術は、有機化合物をプラズマによる高温(調査時の説明では10,000)でほぼ瞬時に分解するもので、分解ガスはその後、フライトチューブ内で十分な滞留時間を確保され、分解反応が完結される。処理対象物はPCB、ハロン、農薬など多様な有機化合物である。現在4基が豪州内で稼働中で、うち3基は農薬、DXNs、ハロン等、1基がPCB処理に用いられており、PCBについては1997年以来450ト以上の処理実績がある。

これまでの運転経験、試験結果から、PLASCONプラントは、高濃度PCBの分解に対してプロセスの安定性、再現性が高く、定常運転時のPCB分解効率 は99.9999%以上とのこと。(写真)



写真 保管状況

プロセス外への排出は、有害物が除去された清浄なガスと中性食塩水溶液の2種類のみ。分解後の急冷処理により、有害な副成物(DXNs等)の発生を抑制している。

処理料金は、個別契約毎に設定されるが、一般的には、5A\$/kg(約35万円/トン、運搬費別途)である。また、運搬費は、一例としてビクトリア州からクィーンズランド州まで(約1,700 km)20トンのPCBを運ぶとして、約3,000 A\$(約1万円/トン)程度とのことである。

工場棟内には、処理用に搬入されたトランスやPCBの入ったドラム缶が積み重ねられており、通常2ヶ月分(大体60ト程度)を保管しているとのこと。保管状況は工場屋内の一面に積み上げられている。(写真)、BCDT社の同施設内にはPLASCONプラントの他にBCDプラント、加熱脱着プラントも設置されている。(写真)

BCDプラントは、現在停止中。ただし、

オーストラリアには、現在でも低濃度PCB汚染油が約1,000万L残っていると考えられており、今後これらの処理に使用することのこと。

加熱脱着プラントは、トランスケースやドラム缶等に付着したPCBを除去・回収する装置で、処理能力は2~3トン/バッチ × 3バッチ/週。熱源には、ガス(LPG)を使用している。運転温度は450度c程度とのこと。

2.4 オーストラリア・

カントリー・チョイス社

オーストラリア・カントリー・チョイス社は民間の牛肉製造企業で、8牧場(繁殖用)・2フィードロット(肥育施設)を有し、その面積は約100万エーカー(40万ha)に及ぶオーストラリアの大手企業。1996年にこの業界で唯一のISO14001規格を取得した企業であるとのこと。

ブリスベンの当該施設は1日1千頭の牛を屠殺処理しており、これに伴い肉骨粉20~25ト/日、タロー(牛脂)20~25ト/日を製造している。(写真)肉骨粉は国内の養鶏用飼料(オーストラリアは養鶏も盛んに行われている)又は輸出用飼料として利用され、また、タロー(牛脂)はパン製造用ペストリー材料や石鹸製造用に利用されている。

屠殺処理には、オーストラリア連邦科学産業研究機構(CSIRO)が研究開発した牛自動失神装置、牛枝肉自動背割装置等の最新施設を導入しているとのこと。



写真 加熱脱着プラント

肉骨粉製造過程等からの悪臭は、工場棟から40～50m離れた生物脱臭設備（ワラ、もみ殻等を充填したバイオフィルタ方式）で処理しており、牛糞はブリスベン市内のコンポスト工場で処理している。（写真）

病死牛は、牧場等に穴を掘り埋没処理するようである。病気ごとの処理マニュアルが作られており、牛の死体を外部へ持ちだすことは禁止されている。また、疾病牛の死体の都市ごみ焼却施設での焼却処理については、法律で禁止されている。

一般的な畜産廃棄物処理への州環境庁の関与は、処理施設の設置時の許可のみとのこと。

3．調査を終わって

豪州は面積約774万km²で日本の国土の約20倍の広さであるが、人口は約1800万人とわが国の約6分の1という程度であり、さすがに環境問題の質がわが国とは若干違うようである。例えば、同国では近年まで、廃棄物の問題は広大な土地に廃棄すれば何とかかなるといった考え方が一般的であり、最近になってようやく廃棄物問題についての国民の関心が大きくなっているとのことであった。その関心の高まりに今回のPCB廃棄物問題は影響を受けたようである。

また、豪州は、地理的にも、カンガルー、コアラ等、他の大陸、地域と特異な生態、環境資源を有しており、その保全に全力を傾注している。空港でも、泥のついた靴についてさえも税関（検疫）の目が光り、小生も



写真
粉碎装置



写真
生物脱臭装置

正直に泥つきの靴の持ち込みを自己申告したところ、通関に相当の時間を要した。その徹底振りには感心したところである。

豪州は、1901年のイギリスからの自治権獲得以来、建国100年の歴史であり、これからは、英連邦の枠組みを踏まえつつ、新しい歴史を創造するという強い意気込みが感じられた。その行政スタイルも透明性、開放性に徹し、国会議事堂には誰でも入ることができ、開会中の委員会の質疑も傍聴できるという日本の感覚からすると非常に開放的な運営である。また、議会内には、同国の国会議員の顔写真が紹介されていたがおよそ半分程度が女性議員であり、女性の

政治の場への進出が著しいという感じであった。

そのことが環境問題でも先進的な立場を選択する背景になっているのではないかという印象を受けた。

4．最後に

本調査団の報告書は、5月中旬にまとめられたところであり、関係者の皆様にご活用をいただければ幸いと願っております。

また、今回の調査団の派遣にご協力を頂きました関係者の皆様に本紙上を借りまして厚く御礼を申し上げます。

業者選定の基準を求めて 新たな展開に期待

産業廃棄物処理業者の 格付け手法に関する調査

最近、産業廃棄物処理業者の格付けが話題になることが多い。特に、平成 12 年の廃棄物処理法改正により排出事業者責任が大幅に強化されて以来、このことが話題にされることが多くなった。

当財団は、環境省から「産業廃棄物処理業者の格付け手法に関する調査」を受託し、産業廃棄物処理業者の格付けについて調査を行った。調査の実施にあたっては、専門家からなる委員会を設置して検討を行い、格付けモデルを構築し、さらに処理業者の協力を得て格付けを実施して、その有効性を確認した。

このたび、調査の結果を報告書にとりまとめたので、これについて簡単に紹介したい。

1. 格付けとは何か

債権格付けが話題である。ムーディーズ、スタンダード・ア

ンド・プアーズといった格付け会社が、世界中の様々な会社や国家が発行する債券の格付けをしている。最近では、これらアメリカ系格付け会社による日本国債の格付けが下げられたことに対する日本政府の対応など、新聞を賑わせたところである。

格付けといえば、まずは債権格付けが思い浮かぶが、その他にもレストランの格付けや、ホテルの格付け、銀行の格付け、学校の入試の難易度など、世の中には様々な格付けがある。その中でも、評価の対象や方法が明確にされていて、かつ最も古い歴史を有するのは、やはり債権格付けである。

債権格付けを英語では、credit rating という。Rating すなわち、レートを付けることであり、辞書を引けば「特定の評価軸に基づく数値的評価」とある。この定義を債権格

付けに当てはめれば、それはある債権を「約定通り償還されることの確実性」という評価軸に基づいて評価したものである。したがって、「会社の格」を表すものではない。

債券を発行する会社に対する格付けというものもあるが、これも単純にその会社の「借金を返す能力」を評価するものであり、「良い製品を作っている会社」を評価しているのでもなければ、「社会貢献度の高い会社」や、「社員の給料の高い会社」を評価しているわけでもない。まして、「良い会社・悪い会社」という評価は不可能である。

産業廃棄物処理業者の格付けにおいても、「良い処理業者・悪い処理業者」を格付けることは不可能であることは認識しておかなければならない。

2. なぜ格付けが必要なのか

平成 12 年の廃棄物処理法の改正では、直接違反行為のない排出事業者であっても、措置命令の対象とされるようになった。すなわち、委託先の処理業者において不適正処理が行われ、その結果生活環境上の支障が生じた場合には、排出事業者が原状回復を求められるようになったのである。それゆえ、委託に際して排出者は、処理業者を評価して、処理業者において不適正処理が行われる可能性や原状回復措置命令を受けるリスク等を知り、それらを考慮した上で処理業者を選定しなければならなくなってきた。

このように、排出者の側における処理業者の評価の重要性が増している一方で、排出事業者の中に産業廃棄物処理および産業廃棄物処理業者に関する専門的知識を持つものは少なく、信頼のおける処理業者を選定するという点において自信を持っていない場合が多い。そこで、処理業者を評価する手法の確立が求められるようになってきている。また、このような評価を業務として行う専門家の育成、あるいは専門機関の創設なども一部で要望されている。

3. 産業廃棄物処理業者の格付けとは何か

産業廃棄物処理業者を評価するシステムのことを「格付け」という。ここでいう評価には、「債務返済能力の評価」、「不適

正処理を行う可能性の評価」、「処理能力・処理容量の評価」、「社会貢献度の評価」のように様々な側面からのものが考えられる。

重要なことは、誰のための、何を目的とする評価であるかを明確にすることである。金融機関が処理業者に対する貸し出し審査をする際に必要とするのは、債務返済能力の評価であろうし、排出事業者が委託先を選定する時に重要視するのは処理の信頼性の評価となるだろう。これらは、どちらも評価（＝格付け）ではあるがまったく評価の視点が異なり、これらを混同しては格付けの用をなさなくなる。すなわち、目的に応じた適切な評価軸を定めなければならないということになる。

しかしながら、産業廃棄物処理業者の格付けとして一般的にニーズが大きいのは、「排出事業者のための格付け」であり、それは「委託処理に係る法的、行政的制裁を受けるリスク回避の確実性の程度を知ること」を目的とするものであり、具体的には「廃棄物の保管状況、施設・設備、操業の状態、財務状況、人的資源などを評価軸とする」ものである。かいつまんで言えば、「処理業者において不適正処理が行われ、処理を委託した排出事業者にまで責任が追及される可能性の大小」を知るための評価である。

すべての産業廃棄物処理業者は、法律にもとづいて許可を受

けている。したがって、単に処理業者の現在の遵法性を評価するのではなく、将来に及ぶ適正処理継続の確実性を評価するために、法律が直接的に要求していない事項についてまで調べることになるであろう。

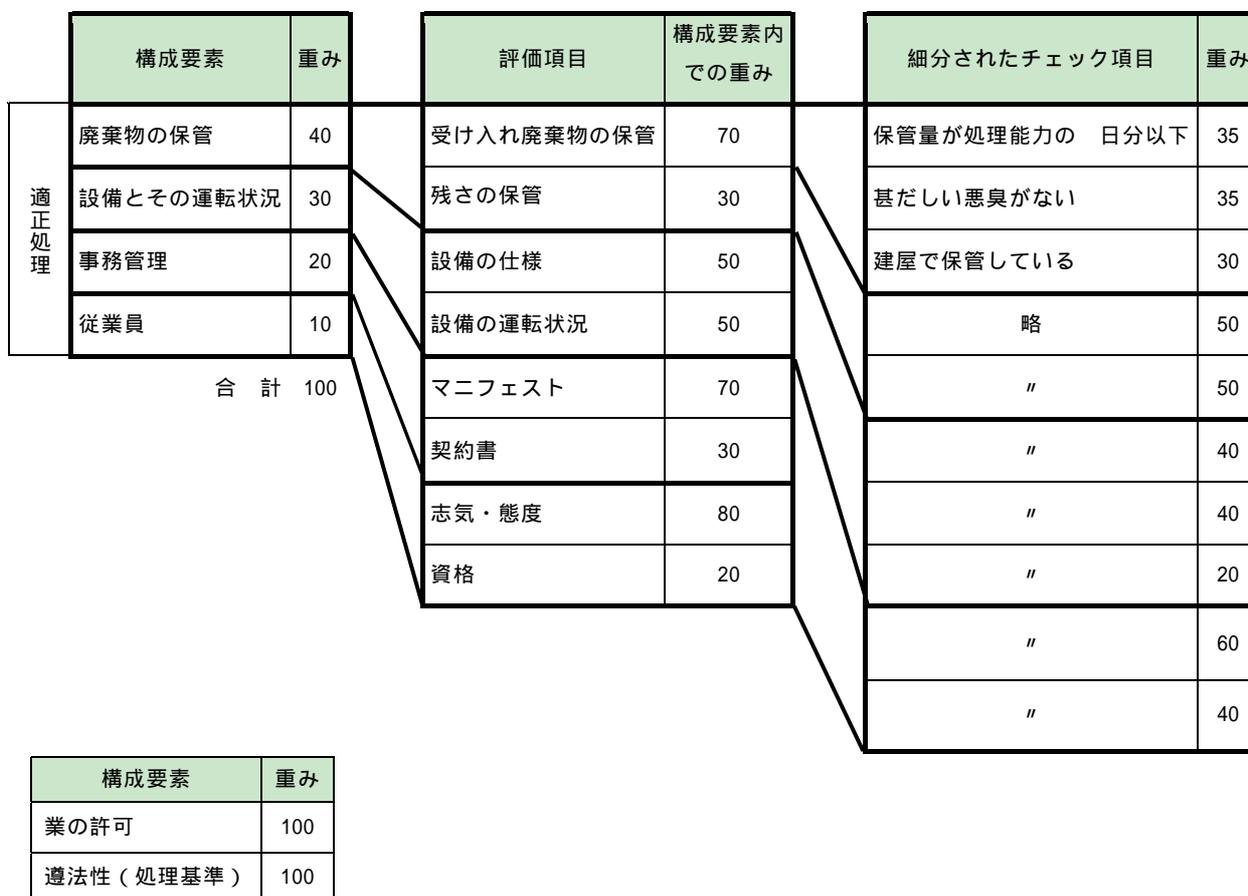
4. 格付けはどのように行うのか

産業廃棄物処理業者の格付けを行うには、特に「排出事業者および処理業者側への説明可能性」と「評価の客観性」の二点について考慮しなければならない。これらを保証しなければ、信頼され広く受け入れられる格付けとすることができない。

説明可能性を確保するために、チェック項目を表示したチェック表を用意し、格付けされる者（処理業者）と、格付けを利用する者（排出事業者）に開示するのが良い。このことにより、どのような根拠・視点での評価・格付けであるかが明確になり、格付けされる側と利用する側の双方が納得し易いものとなる。また、チェック表に載せたチェック項目は、調査者の恣意的判断を排除し客観的なものとするために外形的判断にもとづく×式評価するものとするべきである。その上で、各チェック項目に対して適切な重み付けをし、チェック表を構成する。

こうして作成したチェック表を携えて処理業者の事業所を訪問し、ヒアリングや実地視察その他を行うことで、処理業者を

チェック表の構成例



点数化することが可能である。

今回の調査では、あらかじめ調査表を処理業者に送付した後、訪問調査を行うことで、処理業者側における資料準備等がスムーズになされた。また、×式チェック方式により、調査員間での評価の揺らぎが殆ど排除されることが検証できた。

5. 格付けを事業とするには

処理業者の格付けを行うのは、コンサルタント業者などの民間の格付け事業者であり、公的部門による格付けはあり得ない。

許可を発行している公的部門が、格付けをすること自体が矛盾である。また、公的部門が格付けをすれば、それはいわゆる「お墨付き」として機能することになり、本来の目的から外れる。

債券格付けを例とれば、格付けとは格付け機関が提供する「意見」であり、利用者は有償でその意見（情報）を買う。利用者は、格付け機関から購入した意見（情報）を判断材料として債券購入の意思決定を行う。ここでは、独立した格付け機関

が補助金などを受けずに格付けによる収入により成り立っている。政府の干渉を受けないからこそ国債の格付けも公平に行える。

産業廃棄物処理業者の格付けについても、債権格付けと同様のことが言える。独立性、客観性、透明性、信頼性を確保した民間機関、それも複数の機関が独立に行うことが望ましい。これからの展開に期待したい。

財団の動き

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

外部専門家を活用し保証審査

14年度事業計画 理事会で承認

本年3月20日、経団連会議室で理事会が開催され、平成14年度の事業計画、収支予算等が審議され、承認されました。

主な内容は、次のとおりです。

債務保証事業では、特定施設の整備に係る債務保証では積極的な対応を図るとともに、民間業者からの近代化・高度化への保証については、事業収支計画と返済財源の十分な検討・チェックとともに、借入調達額に対する保証申込金額の妥当性の検討、さらに、外部専門家も活用した調査の実施など審査体制の強化を図る。

既応保証先には案件毎の債権分類、フォロー調査を行い債権管理の徹底を図り、代位弁済により求償権を得たものは、再建の可能性を見極め指導を徹底するとし、回収の極大化を目指す。

平成13年度の国の補正予算による債務保証基金については、優良な処理業者が円滑な融資を受けられるよう運営を図る。

振興事業では、従来からの廃棄物処理センターの整備計画を策定するほか、PCB廃棄物の適正な処理対策として、新技術の基準化を行い、技術集に追加する。

さらに北九州における産業廃棄物、PCB廃棄物の円滑な輸送を確保する方策を検討。

適正処理推進センター業務では、廃棄物処理法改正前、および改正後における、不法投棄された産業廃棄物の撤去等原状回復措置を行う都道府県等に対し、適正処理推進基金から支援する。さらに、都道府県等が把握した新たな不法投棄及び原状回復の状況を調査するとともに、13年度に構築した環境破壊行為早期対応システムの運用を図る。

情報検索システム事業として、優良な処理業者を選定できる「産廃情報ネット」を運用するほか、産業廃棄物処理に関する情報をインターネットに掲載し排出事業者・処理業者の双方への普及をめざす。

収支予算については、前述の事業計画に沿い、総額4,494,645千円の予算が計上されました。

このほか、役員、評議員、各種委員の全員が14年3月末日で任期満了となることから、一部の交替を含め、再任されました。また13年度収支予算の一部変更について審議され、全議題につき承認されました。

なお、理事会に先立ち、3月19日に評議員会を開催、理事会同様の議案が審議され承認されました。

役員、評議員、各委員の交替
理事

前任 紀内隆宏

新任 嶋津 昭
(全国知事会事務総長)
前任 成瀬 宣孝
新任 襲田 正徳
(全国都道府県議会議長会事務総長)
前任 山崎広太郎
(福岡市長)
後任 桂 信雄
(札幌市長)
評議員
前任 越智 俊彦
(名古屋市環境局長)
新任 上原 任
(京都市環境局長)
前任 土田 稔
(横浜市環境保全局長)
新任 柴崎 克治
(大阪市環境事業局長)
企画・運営委員
新任 石上 卓
(全国知事会調査第一部長)
新任 多田健一郎
(香川県環境部長)
前任 塚本 恵朗
新任 川崎 尚武
(社)日本建設業団体連合会常務理事)
前任 山田 充
新任 高津 洌彦
(社)日本電機工業会環境保全委員会委員長)
適正処理推進センター運営協議会委員
前任 赤間 信彦
新任 遠藤 正明
(宮城県環境生活部長)

当財団会長に千速 晃氏就任

平成 13 年度理事会で事業報告等承認

財団の第 43 回理事会が 6 月 19 日に開かれ、平成 14 年度収支予算の一部変更、平成 13 年度事業報告、収支決算及び役員の交替が審議され、承認された。

主な事業報告の内容は以下のとおり。

1 債務保証事業

特定・一般債務保証基金の区別を外す。

外部専門家を活用し、審査体制の強化を図る。

13 年度の保証実績は 5 件、27 億円でうち新規は 1 件、6 億円である。今迄の累計額は 25 社、236 億円で、残高で 145 億円、求償権 19 億円となった。

2 振興事業

PCB 処理に係る国及び環境事業団からの委託事業が大幅に増え、収集運搬技術調査、

全国 PCB 廃棄物保管のデータベースの作成、北九州での PCB 廃棄物処理施設建設工事の技術提案書の審査支援業務等、多角的に PCB 処理支援業務を実施した。

3 産廃適正処理推進事業

改正廃棄物処理法施行日以後に不法投棄された産廃の撤去等原状回復事業の支援を大阪府ほか 3 県に、基金より約 3 億円の支援を行った。

また上記施行日前の同様の原状回復支援として、基金に繰り入れた国の補助金により三重県ほか 2 県 1 市に 1 億 7 千万円余の支援を行った。

このほか、全国の産廃不法投棄実態調査及び IT 機器を活用した、産廃の不法投棄の広域的な情報の収集・活用ネットワークシステムの構築を行った。

4 産廃情報提供事業

ID 取得の促進のため、データの保守及び情報の検索をファックスで行うべく平成 13 年 9 月より供用を開始、さらにインターネット上で廃棄物・副産物の再利用需給情報を交換するシステムの移管を受け、14 年からの運用を目指す。

役員等の選任

本年 5 月に誕生した(社)日

本経済団体連合会の役員の改選に伴い、財団の会長、顧問が交替し、会長に日本経団連副頭会長千速 晃氏(新日鐵社長)財団顧問に日本経団連会長奥田 碩氏(トヨタ自動車会長)が選任された。前会長の大賀典雄氏は、1 年間、前顧問の今井 敬氏は 4 年間、ご活躍をいただいた。

その他の理事等の交替は以下の通り。

役員、各委員の交替

理事

前任 稲川 泰弘

新任 越智 謙二

(日本政策投資銀行理事)

前任 香西 昭夫

新任 中西 宏幸

((社)日本化学工業協会
会長 三井化学社長)

前任 西川 善文

新任 三木 繁光

(全国銀行協会副会長
東京三菱銀行頭取)

前任 小林 正夫

新任 大國 昌彦

(日本製紙連合会会長
王子製紙会長)

前任 西室 泰三	新任 福田 誠	常務理事環境安全部長)
新任 谷口 一郎	(全国地方銀行協会副	前任 斉藤 章
((社)日本電機工業会	会長・専務理事)	適正処理推進センター運営協
会長 三菱電機会長)	前任 平岡 正勝	議会委員
評議員	企画・運営委員	前任 鳥居 圭市
前任 菅野 明	前任 石田 浩二	新任 伊藤 輝雄
新任 鵜飼 克	新任 大森 京太	((社)日本化学工業協会
(全国銀行協会(社)東	(東京三菱銀行執行役	常務理事環境安全部長)
京銀行協会副会長・専	員総合企画室長)	前任 濱田 智生
務理事)	前任 黒瀬 雅章	新任 長谷川 寛
前任 吉岡 茂平	新任 飯野 吉嗣	(三重県環境部長)
新任 谷口 実	((社)日本鉄鋼連盟環	前任 吉岡 茂平
((社)日本自動車工業会	境・IHLF-政策委員会	新任 谷口 実
環境統括部副統括部長)	資源循環委員会委員長	((社)日本自動車工業会
前任 木戸 脩	日本鋼管鉄鋼技術セン	環境統括部副統括部長)
新任 鍋木 伸一	環境・IHLF-部長)	理事会に先立ち、6月18日に
(日本製薬工業協会常	前任 鳥居 圭市	評議員会が開かれ、前述の事業
務理事)	新任 伊藤 輝雄	報告、収支決算、役員の交代等
前任 松野 允彦	((社)日本化学工業協会	が審議され、承認された。

環境展

原状回復事業のビデオ上映

— 2002 NEW 環境展 —

5月28日(火)から31日(金)迄の4日間にわたり、東京ビッグサイトで開催された「2002NEW環境展」に、当財団は協賛したほか、出展し、日頃の活動状況を広くご案内した。

当財団のブースでは、先日完成したばかりの「不法投棄原状回復事業」のビデオを上映し、またナレーターによるIT関連事業、債務保証事業、PCBに関する事業の説明を行った。

また「産廃情報ネット」、「不



ナレーターによる事業内容の説明

法投棄早期発見システム」,「リサイクルネット」の IT 関連事業については、直接ご来場の方々が体験できるコーナーを設置し、「産廃情報ネット」等の活用・ID 登録を呼びかけた。

プレゼンテーションを立ち止まり聴く方やシステムを体験する方が多数おり、関心のたかさがうかがえた。あわせて財団職員も来場者からの相談・質問への対応を行った。

なお、用意した資料 2,000 部が最終日の午前中で配布し切ってしまうなど、一部の来場者にはご迷惑をおかけしたが、盛況のうちに終えることができた。



来場者からの相談・質問にも応える

編集後記

今回もスポーツの話題で恐縮ですが、サッカーワールドカップ日韓大会が大変な盛り上がりの中で閉幕しました。東京で開催されたオリンピックと同様に私たちが生きている間に、もう日本に帰ることはまずないでしょう。サッカーファンならずとも競技場に足を運んで世界のトッププレーヤの活躍を見たかった人も大勢いらったことでしょう。それにしても日本チームの実力は、ここ数年でなんと格段に上昇したことか。素人ながら思うのですがこの実力の上昇とワールドカップの日本開催招致推進の大きな原因は、1991 年の J リーグの発足でありましょう。1992 年にチェアマンの川淵さんがビジネスマンを対象に J リーグ設立の経緯について講演されたことがありまし

た。川淵さんは、ドイツのスポーツクラブのあり方に感動して、日本で、その理想を追求することが J リーグの設立につながったと言っています。そしてその成功は、見切り発車でやったからだとも言っておられます。J リーグへの参加条件は、大変厳しくホームタウン制で、当時としては、経営負担の大きい 15,000 人収容の自前のスタジアムを持っていること、さらにチームは、独立した会社組織（それまでは、企業内のスポーツ）であることなどでした。こんな話があります。ベルマーレ平塚がスタジアムは、加盟してからつくるから J リーグに入れてくれと言ってきたそうですが、それでは認めないと言ったら慌てて造ったそうです。加盟が先であればお金のかかるスタジアム

は、できなかつただろうと。片一方で高いハードルを設けた上で見切り発車して走りながら考えるというものです。スタジアムは、選手が自らの能力を高めるための舞台でありますし、マネージメントの大切な要素です。独立法人化は、企業スポーツの甘えを排除することになって、経営者にも選手にもプロ意識が生まれてレベルアップが予想以上に進んだということです。

そして川淵さんは、この成功にチェアマンである僕がいい子にならないようにしていかないと、僕がいい子になると、みんながすぐいい子になる。自分をきびしい目で見ていかなければならないと思っています。一流の経営者の弁であると思います。（梅本 利三）

産廃振興財団NEWS

2002.7 Vol.10 No.28

発行日 平成14年7月5日

発行人 太田 文雄

発行所 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒105-0004

東京都港区新橋2丁目6番1号

さくら新橋ビル6階

TEL. (03) 3500-0271

FAX. (03) 3500-0272

URL. <http://www.sanpainet.or.jp>

印刷 (株)環境産業新聞社

